

別記 4 1 給油取扱所に緊急用発電機を設置する場合の運用基準

1 震災時等に危険物施設において必要となる臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、設備等が故障した場合に備えて予め準備された代替機器の使用や停電時における非常用電源や手動機器の活用等、予め想定される震災時等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて具体的にその内容を計画し、許可内容との整合を図っておくことが必要であり、次に掲げる事前の対応が必要である。

ただし、危険物施設の許可外危険物の貯蔵・取扱いや利用方法が全く異なる設備等の利用等は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認又は法令による変更許可が必要となる。

代替手段として用いる設備等についても、消防法第 11 条第 1 項により許可する内容に含めておくこと。

2 緊急用発電機の位置、構造及び設備の基準は、次によるものとする。

- (1) 発電機の設置場所は、車両の走行及び給油業務に支障のない場所とすること。
- (2) 条例第 18 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当する場所とすること。
- (3) 給油空地、注油空地以外の場所で固定給油設備から危険物の規制に関する規則第 40 条の 3 の 4 第 1 項に規定する距離以内の部分以外の場所とすること。
- (4) 専用タンクの注入口から 3 メートル以内の部分以外の場所及び専用タンクの通気管から 1.5 メートル以内の部分以外の場所とすること。
- (5) 屋内に設定する場合には、当該発電機の排気を屋外に排出することができる設備等を有する室内とすること。
- (6) 原則、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所に設置すること。可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲は、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」(H24.3.16 消防危第 77 号) 第 3 の 1 に示されている範囲とする。

3 給油取扱所に緊急用発電機を設置する場合に係る予防規程に定める事項は、別記 3 「予防規程」による。